

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
71	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡市は、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付に関する事務では、事務の一部を外部委託業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

静岡市長

公表日

令和4年3月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付に関する事務
②事務の概要	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定により、配偶者のない者の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①母子・父子・寡婦福祉資金の貸付条件の確認(所得要件・在住要件等) ②償還金を滞納している滞納者の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用</p>
③システムの名称	母子・父子・寡婦福祉資金システム(福祉トータルシステム)
2. 特定個人情報ファイル名	
母子・父子・寡婦福祉資金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の43の項</p> <p>2. 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第13条第1項(申請、審査、申請に対する応答、貸付けに関する事務) ・第31条の6第1項(申請、審査、申請に対する応答、貸付けに関する事務) ・第32条第1項(申請、審査、申請に対する応答、貸付けに関する事務) ・附則第3条(申請、審査、申請に対する応答、貸付けに関する事務) ・附則第6条(申請、審査、申請に対する応答、貸付けに関する事務) ・第15条第2項(申請、審査、申請に対する応答に関する事務)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の63項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来局 子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>葵区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市葵区追手町5番1号 電話 054-221-1488 FAX 054-221-1104</p> <p>駿河区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市駿河区南八幡町10番40号 電話 054-287-8697 FAX 054-287-8709</p> <p>清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市清水区旭町6番8号 電話 054-354-2170 FAX 054-351-4470</p>

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

葵福祉事務所子育て支援課
静岡市葵区追手町5番1号 電話054-221-1093 FAX054-221-1097

駿河福祉事務所子育て支援課
静岡市駿河区南八幡町10番40号 電話054-287-8674 FAX054-287-8805

清水福祉事務所子育て支援課
静岡市清水区旭町6番8号 電話054-354-2120 FAX054-354-3132

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

